

2026年4月1日

株式会社ニッスイ
代表取締役社長執行役員 田中 輝

株式会社ニッスイサーモン
代表取締役社長 鶴岡 比呂志

吸収分割に係る事後開示書面

2026年1月26日付で、株式会社ニッスイ（以下「ニッスイ」といいます）と弓ヶ浜水産株式会社（2026年4月1日付で株式会社ニッスイサーモンに商号変更し、以下「ニッスイサーモン」といいます）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、ニッスイを分割会社、ニッスイサーモンを承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます）を行いました。本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条各号に定める事項は下記のとおりです。

1. 本吸収分割が効力を生じた日
2026年4月1日

2. 吸収分割会社における差止請求、反対株主の株式買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 差止請求

本吸収分割は、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易分割であるため、会社法第784条の2但書によりニッスイの株主は本吸収分割の差止請求権を有しておらず、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収分割は、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易分割であるため、会社法第785条第1項第2号により反対株主は株式買取請求権を有しておらず、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

ニッスイは、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

本吸収分割によってニッスイサーモンに承継させる債務はなかったため、会社法第789条による手続きは行なっていません。

3. 吸収分割承継会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続きの経過

(1) 差止請求

ニッスイサーモンの株主は、分割会社であるニッスイのみであるため、会社法第796条の2

に基づき、本吸収分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

ニッスイは、ニッスイサーモンの特別支配株主であるため会社法第797条第2項第2号括弧書により、反対株主の株式買取請求権を有しておらず、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

ニッスイサーモンは、2026年2月9日付で官報公告を行い、知れている債権者に対し各別に催告を行いましたが、異議申述期間までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

ニッスイサーモンは、効力発生日をもって、吸収分割契約の定めに従い、ニッスイが承継事業に関して有する権利義務を承継いたしました。本吸収分割に伴い、ニッスイサーモンがニッスイから承継した資産の額は約 297.4百万円（概算）です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

2026年4月1日（予定）

6. 上記に掲げる事項のほか、本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上